

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の保安規定に係る面談
2. 日時: 令和5年3月31日(金)10時00分～10時30分
3. 場所: 原子力規制庁 10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
細野安全管理調査官、加藤上席安全審査官、川辺管理官補佐、  
本多主任安全審査官、中澤安全審査官、矢野安全審査官、水野係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 放射線管理部 次長 他7名  
核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 放射線管理第1課 課長 他3名  
大洗研究所 保安管理部 次長 他7名  
人形峠環境技術センター 安全管理課 マネージャー 他2名  
安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 技術副主幹 他3名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原則成長等と申します本日はですね J A の保安規定に関する内容につきましてちょっと 1 点ご相談というか
0:00:17	ご説明をする案件がございました。他に今回の主要施設で保安規定を有する拠点の皆様について今回扱っ集まっていたいただきましたと。
0:00:28	一部試験研究炉の保安規定に跳ねるは内容もございましてので試験研究の関係の方にも参加をいただいております。
0:00:37	というような状況でございます。まず初めに今回の面談の趣旨について簡単に
0:00:44	規制庁の方から説明をさせていただきます。
0:00:47	本会の面談の経緯をつけました。続きましてはまずはですね主要施設の保安規定を有する他社さんからですね
0:00:58	保安規定の中で記録と測定の頻度を定めていると。
0:01:03	というような事情でございまして、その辺、頻度を合理化しようというような保安規定の変更内容の申請がございましたと。
0:01:12	それについては審査を進めていたところですねキ口腔の頻度につきましては就業規則の方に頻度が定められているところでありまして、
0:01:24	品同の間の規定ぶりからすると合理化することが可能なのではないかと いう事業者さんの主張をも確認した上で審査を進めさせていただきました、
0:01:36	ややそろえさせていただいたところでありましてけれどもこの規定の戸井田につきまして内部の方で確認させていただいたところ、
0:01:44	A ところの記録の機能につきましては該当使用者と非該当使用者、
0:01:53	について分けて何か規定されていると、いうふうに考えられるというふうな結論になりましたと。
0:02:02	そのため当該申請のあった持参につきましてはその辺をぜひ、はい。
0:02:12	もう少しゆっくりしゃべっていただけますでしょうかこちらを戸川り聞き取りにくいのですみませんけどよろしく願いいたします。
0:02:19	最初からですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	もう最初これをちょっと最初からやりますか。わかりました。うん。うん。
0:02:31	まずは最初にですね。
0:02:35	保安規定を有する。
0:02:40	使用者の、
0:02:43	会社さんからですね。
0:02:45	一定の条件下において、
0:02:47	測定記録の頻度を、
0:02:51	合理化するという保安規定の変更。
0:02:55	前回先生がありました。
0:02:57	それについて審査を進めていました。
0:03:03	その合理化をしようと。それを根拠を審査の根拠といたしましては、使用規則の中で、
0:03:12	記録の頻度につきまして、定義がされておりました、その中で、該当施設と非該当施設に関して状況を分けて、
0:03:26	記載されてるような規定に今のところなっております。その規定ぶりの解釈について、審査の中で議論になりまして、
0:03:38	それ、その内容、解釈について内部ですかって内部で確認さ、規制庁の内部で確認させていただいたところ、
0:03:47	該当使用者の記録に品の記録の頻度につきまして、ある一定条件下において、その記録の頻度を合理化するような規定要求、
0:04:01	いやなっていないと。
0:04:03	現行の規制ではそういうふうになっていないという回答がございましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:09	原子炉規制庁といたしましてはその解釈に基づいて、
0:04:16	他社さん、使用シャーから先生があった、その保安規定の変更認可先生につきましては、
0:04:24	その対策について、伝えさせていただくとともに、変更内容を
0:04:30	変更、ここの内容で認可できないという旨を伝えさせていただいているところでございます。
0:04:38	一方、このように、記録の頻度、
0:04:45	は
0:04:47	今説明した通りになってございますけれども測定の方の頻度、
0:04:52	につきまして同じように、合理化をされている、保安規定についてすでに認可されてる先行例があると、いうことを確認いたしましたので、
0:05:03	それについて、記録の頻度、が該当と、意外とということで該当の場合には記録の頻度は合理化することができないというようなことになってございますので、
0:05:17	となると過去に行った、現行すでにその
0:05:21	測定の方の本頻度につきまして、
0:05:25	合理化をすることができるような保安規定になっているというところで誤った解釈に基づいて、規制側の方が認可していると、いうことを、
0:05:35	というふうに判断しましたので今回過去に行った。
0:05:42	黙って解釈について謝罪させていただくとともに、今後のご対応についてご相談をさせていただければと思っております。
0:05:53	ということでまずは過去に誤った解釈に基づいて、審査をしてしまったことにつきまして、
0:06:00	原則政調の方から謝罪をさせていただきます。
0:06:04	それでは藤さんよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:08	規制庁の後藤です。調査会をやっております。
0:06:14	今、家の方の方から説明があった通りですね。
0:06:19	我々の方の法令部門の方から、
0:06:22	ホール部門の方とも相談をしてですね。
0:06:25	今みたいな結論になってしまったんですが、過去文科省がやったこととはいえですね、規制側として、
0:06:33	やってはいけない、解釈をしてしまったということでございます。なので、速やかに是正をしていただきたいと。
0:06:42	いうご協力お願いをさせていただければというふうに思っております。この度は本当に申しわけございませんでしたぜひご協力をお願いしたいと思います。以上です。
0:06:53	はい減額精算ですこれが本日の最初の経緯の説明と謝罪の内容になりますけれども、
0:07:02	今回の我々に対する結論につきまして J A の皆様からご意見ございますでしょうか。
0:07:20	減少機構アンカ本部ナカムラです。
0:07:24	あと 1 点確認させてください。規則の方に記載があるのは、いわゆる先ほどおっしゃったんですが、記録の頻度については明確に記載があるという認識でございます。一方で測定の頻度については、
0:07:39	明確な規則要求はないという理解ですけども、その記録の頻度を、要は規則におけされた記録の頻度をもとに行政庁の解釈として、
0:07:53	測定の頻度も、その記録の頻度と同等であるべきだっという解釈が今回なされたっというこういう理解でよろしいですか。
0:08:01	原則、
0:08:03	規制庁のようです。規則上、頻度が規定されているのは、今仲村さんのおっしゃった通り、記録の頻度になってございます。
0:08:13	一方保安規定の方の審査基準の方ではですね、記録の東條審査基準もございましてあとその測定の方法、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	という審査基準もございますと、測定の方法について衛藤氏、
0:08:31	保安規定に定めなさいという規則になってるので、測定の頻度を変えて いただいているというふうに認識しているんですけども、
0:08:40	要はその頻度が適切なかどうかと。
0:08:43	いうのを判断スルーするためにはですね、我々として記録要求しているの で、それに対して、測定の頻度がどうかと。
0:08:54	いうところで判断スルーではないかなというふうには考えてはござい ます。
0:09:01	ただおっしゃる通り明確にその測定の頻度というのは書いてないので、 なので保安規定上、記録の頻度とは異なる頻度で測定しても良いのでは ないかというのが今、原子力
0:09:16	そういうような解釈がなされていて、
0:09:19	何かそういうふうに認可されたのではというご意見があったと、そうい うことを、
0:09:25	どうですかね今回の法令部門に明確に確認したのはその記録の頻度につ きましては、該当と非該当で分けられてるところについてを明確 に確認したと。
0:09:36	いうところになってございますので、
0:09:39	その測定の頻度について
0:09:43	について記録と分けて考えて良いかというところまでは、明確にまだ
0:09:51	ほぼ相談したというものでは、今のところはございません。
0:10:04	減少機構ナカムラですありがとうございます。
0:10:07	今矢野さんがおっしゃったことを踏まえると、測定の頻度について、あ る程度現状の記載でいかどうかっていったところについて議論の余地 がある。
0:10:22	という、こういう理解でよろしいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	安楽清真田です。そうですね記録の頻度と、経営でも良いのではないかなというご意見な
0:10:36	月6の分が定められていて、それよりも少ない測定の頻度マスク長くできるような測定の頻度でも可能かどうかと。
0:10:47	というような議論をするということであれば、もう最後
0:10:53	その状況等を踏まえてどういう場合であれば、頻度合理化できるのかというのを再度検討する必要があるかなというふうに思ってますが、
0:11:03	合わせるのであれば全然
0:11:06	問題はないかなというふうには思ってます。
0:11:12	原子力機構、仲村です。承知いたしました。
0:11:15	江藤秘書原子力機構の状況をご説明いたしますと、現状現、原科研と大洗研の方で一部その測定の頻度について月1回止めるような、
0:11:30	恩典規程になっているところがございます、その大間伊東としては記載としては放射線作業がないと、炉の場合は論点がないみたいなそういった記載にはなっていないんですけども、
0:11:44	実際の運用としては基本的にこの月一井でいいよって言った運用する時は基本的に例外的な対応ということになってございまして原則は週1回で特定しております。
0:11:58	ただしその長期年休等で週1観測程度の担保できないような場合は当然連休期間中ということもあって、現場の作業と当然やってございませんと。
0:12:10	そういった状況でいわゆる放射線の状況に基本的にはその影響がないような場合、要は補正の各年度ベースの異動とかもなく、
0:12:23	戦力は変わらないようなそういったある意味その限定的な状況をもって週1回っていう河成を外して等を月1回読めるような形にしていると相当運営になってございまして、そういった観点では、
0:12:37	現状この測定の頻度の考え方はある意味合理的な考え方に従ってやっているのかなというふうな認識で現状機構としては運用してございますちょっと点の方私の認識違いがあったなんで補足、
0:12:51	説明していただきたいと思うんですけど、原科研等はいかがですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	私原科研法務部で情報をしております。ただいまご説明いただいた例外の運用に関してはそういった認識でやってきているところでございます。以上です。
0:13:24	はいこちら減少事項を本会議でございます。先ほど赤間さんから説明してもらおうとこちらの相違はございません。
0:13:35	はい。原則成長の様子が御説明現状のご説明ありがとうございます。これってちょっと確認したいんですけれども、そうすると測定の頻度は、
0:13:43	今湾規制の方で、合理化というか実験室の要求を踏まえてある程度、現実的な頻度にできるような、原科研と宇部さんがされていると。
0:13:56	いうふうな状況というのは我々も認識してまして、となる時間記録の頻度は週1回というふうになってございますと。
0:14:05	高齢については引き続き、週1回の記録っていうのはその測定を行い、長く行わない場合でもこんな記録は行っていると、そういうような状況なのでしょうか。
0:14:23	減少機構案ナカムラですいませんちょっとそちらの点説明が漏れてましたかもしれないです。そうですね記録についてはですねすべての拠点の保安規定においてその規則と同様の記載になってございまして、
0:14:35	要は週1回記録します放射線管理記録については週1回記録しますというような記載になってございますので往々にそれに従って記録が作成してございますただし測定は今言った例外の考え方をういて行ってませんので、
0:14:51	その測定を行っていない旨を記録の中で記載させていただいていると、そういった状況になってございます。
0:15:00	ご説明ありがとうございます。
0:15:03	ということは原子力規制庁、原子炉機構さんもその記録の頻度については、該当施設に関しましては、収益が必要だと。
0:15:15	いうふうに要求されていると、いうふうに認識されてると理解してよろしいですか。
0:15:24	中小機構の仲間ですその認識です。減額検討は意見よろしいですかね。
0:15:32	はい、原科研の大石です。はい。石田。
0:15:37	はい。相田局長じゃないですか承知いたしました。となると今回他社さんだったような品同記録の頻度に関して、キロくう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:51	ごめんなさい使用規則の中の、
0:15:53	記録の頻度の解釈の読み違いをもって、読み違いというか解釈を持って、この測定の頻度を合理化しているわけではなくてそれとはまた別の理由、現実的な理由をもって頻度合理化されてると。
0:16:09	そういうような認識聞いいただきましたが、間違っていないでしょうか。
0:16:17	元主幹の赤間ですその認識で間違いございません。そうなる、よう記録としては要求されているのに、測定としては、
0:16:29	週1回やらなくてもいいよと。
0:16:32	いうふうに、法律が、
0:16:37	高齢層要求しているというふうに、
0:16:42	解釈されて現実、例外的なところについては
0:16:48	状況を踏まえて
0:16:53	5番、保安規定の方を変更していると。
0:16:57	記録としては週1回いるっていうのは認識しつつも職制の方は実作業が伴うので、そこについては合理化しようということの考えのもとこれはこれまでやられてきていると、そういうふうに認識をいたしました。
0:17:14	そこにつきましてはちょっと、今今回の経緯となった他社さんとの変更内容ってのは一部異なりますので、それについて再度
0:17:24	内部で検討して議論する必要があるかなというふうには考えてございます。
0:17:33	私が今言った認識ってまず間違い。
0:17:37	出ないですね。
0:17:43	減少機構企画本部ナカムラですはい認識について間違いございません。そういうなので安倍書記正社員ですので記録の頻度と測定の頻度が間違っていてよく良いのかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	その記録の頻度よりも少ない頻度特定の状況において、その記録の頻度よりも少ない頻度では、測定の頻度、
0:18:09	どうしても良いのかというところについては、まだ結論出ていないところなので、それについて明確にして欲しいと。
0:18:19	いやをもって本旨を変えるか変えないかというような判断をされたいと。そう。そういうことなんですかね。
0:18:33	名称機構アンカ本部ナカムラです。基本的に今八尾さんおっしゃった通りなんですけど我々事業者としてもですね原則としてその記録で週1、求められてる以上は原則として測定は週1回であるべきだというお考えは、当然根底には、
0:18:52	ございます。ただし測定の頻度についてある程度その合理性を持った理由があるのであればそこら辺は事業者の自主的な保安の中で実施していけばいいのかなというふうな認識でございますので運用の中で保安規定の中でこういった例外規定を定めて
0:19:09	藤放射線測定の頻度については、トータルさせていただいていると、そういう状況になってございます。一方でこの測定の頻度については今おっしゃった通り規則の要求明確ではないという認識でございます、
0:19:24	そういった点についても規制庁さん当然、行政庁さんですので行政解釈といった形でその記録の頻度と同等であるべきだと。
0:19:34	いった解釈がなされればですね事業者としてはそれに従わざるをえないのかなというふうな認識でございます。以上です。
0:19:41	はい。学生S a a Sご説明ありがとうございます。ということはまずはそうですねその部分、不明確なであるので、その辺についてはまた確認させていただいて、それを踏まえてまた今後の対応についてご相談させていただこうかなと思っております。はい。
0:20:05	その他、どうぞ。はい、宗です。すいませんちょっと現場からの方にちょっと確認をさせていただきたいんですけど、仲村さんがですね今説明した、
0:20:17	1週間以上連続して行わない時1ヶ月ではこの場合っていうのは、長期休暇とかを想定しているっていうふうな説明だったと思うんですけど。
0:20:29	例えばですね、沖ほか県の原子炉の保安規定のところを正確に読みますと、
0:20:36	放射線作業が1週間以上連続して行われないうち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:42	測定を要しないっていうふうになっていて、長期休暇以外においても、対応可能っていう文章になっているかなというふうに認識をしているんですけども、
0:20:55	それと、実際のところ、長期休暇以外の以外において、放射線作業がなかった場合、おいては、測定をしているっていう理解でいいんですか。
0:21:21	どっちかと。
0:21:23	はい。原科研オオイシです。
0:21:26	基本的には長期休暇おっしゃる通りで、ただそれ以外に、五つとかそういった施設運用してないとき、
0:21:37	そういったケースもありえます。わかりました。長期休暇以外においても放射性作業が1週間以上連続して行わない場合は、測定していないっていう理解でいいですね。
0:21:50	はい。そういったケースがあるということで、了解です。わかりました。ありがとうございます。
0:21:56	あと現場の状況というか実際の運用について、ちょっと確認したいんですけども。
0:22:03	今回の補正作業、今の現行の規定については放射線作業がないということなので、また主要でいうと、分析なり、
0:22:13	実験等がないような状況について、低角
0:22:20	イメージされてるというふうに理解してますけれども、
0:22:23	そういう状況におきましても例えば貯蔵であるとか、保管廃棄であるとか、てな引き続き核燃料物質がある線源は管理区域内にはあるというような状況でも、今のところ測定はされていないと。
0:22:36	そういうような理解でよろしいですかね。
0:23:04	研究機構案各本部ナカムラです。基本的にそういう理解ですけど要はその書状彫像状態であったりとか保管廃棄の状態であったりとか、
0:23:16	は基本的に継続してるものなのでその認識なんですけども、原科研、大洗研、その認識でよろしいですよ。
0:23:40	すいません。今ちょっと確認して、貯蔵の状態、支障せないということでそういったところがある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	ということであります。
0:23:51	なので本当に、主要だけ、ごめんなさい、押し寄せ通に例えると、使用だけ分析とか実験だけをやってなくて貯蔵とか廃棄は引き続き定常、
0:24:04	状態であるんで、にもかかわらず、あるんだけど、使用自体をやっていない、まだ動くような作業やってないので、そのところ、ところだけ、週1回をやらずに、他のところ、
0:24:18	例えば貯蔵しかしてない施設があったとして、
0:24:21	そこは多分休みだろうが休みじゃなかろうが、多分ずっと調和してるはずなので、そこについても、
0:24:28	休みの日は、週1回じゃなくて月1回になるし、休みじゃない日は、
0:24:33	1000回記録せよと。
0:24:34	そういうような状況になってるということですかね。
0:24:51	はい。そういった認識で、こちらもあります。はい、わかりました。そういうような意図で、今、規制庁にですね、今きて、そういうふうにされていて、
0:25:05	そういうような運用が認められるかどうかという、いくつかは先ほども申しましたけれどもちょっと他の試験炉、
0:25:15	これは資料の方で、同じような規定ございますので、ちょっともう1回検討させていただいて、その決算についてはまた再度お伝えさせていただこうかなと思っております。
0:25:27	はい。
0:25:28	これ、すいません、麻生ですけど。
0:25:31	カクサケンとか人形はどういう意味をしてるんですか。
0:25:36	店長機構の東です。私からまとめて回答しますが各先人形峠ともにそういう例外規定は設けてなくて原則週1回、となっております。加来さんによってちょっと認識違いでした。回答にちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:49	コメントをお願いします。
0:25:59	では、現状機構のヒガシず、特に私のコメントで問題なかったんで、さっき言ったような今回の
0:26:07	絵に書いてある格下げに谷田部泊かあ、まあちょっと直接の関係はないかなというふうに認識してます。
0:26:17	池谷じゃ機構の中でもそごが出てるってということなんですね。
0:26:27	はい。現象機構の東です厳密にということになります。多分これは過去のテーマ経緯もあってちょっと、いわゆる旧原研の方は多分こういう例外規定を設けていて、旧動燃系が、
0:26:38	いわゆるこういう例が機を設けていないとそういう多分経緯があるのかなと思ってます。
0:26:45	よくわかりました。
0:26:48	継続性、なので今ご説明いただいた形んと2時さんは多分そのままで良いと思うんですけど、分子としては、
0:26:59	やろうと思ったらできるんだけれどもやってなかったってことなのか、多分考えていらっしやらないかったと思うんですけども、やろう、もし、もし考えてたとしたら、やろうと思えばできるんだけどあえてやってなかったってような状況だったのか。
0:27:13	普通に考えては、基礎規則の記録の頻度と測定の辺がわせた方がいいんじゃないかというような考えで丸井脇田、求めてなかった。
0:27:24	という認識だったのかつなぐわかったりしますか。
0:27:34	減少機構アンカ幹部ナカムラです。ちょっとおそらくこういった記載がされたのがかなり昔からというように引き取りまして当時の状況、
0:27:45	詳細については我々も把握はしてないんですけども、大宮
0:27:52	思えば、できるのかみたいなのに関しては当然そのやらなければならないとなった場合はもう当然やるしかないんですけども、現状で放射線の測定の作業、
0:28:04	等は場合によってはその請負業者さん等を使って対応はしておりますと、そういった中でですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	契約の関係であったりとか当然職員のマンパワーの問題とかもござい ますので、そういった点がすぐに週1回すべて測定をすることができるのかと言 われればちょっと機構の中でも検討が必要なのかなというふうな認識で ございます。
0:28:34	作成者谷津それはご最もなご意見だと思いますのでちょっと今回の面談 を通じて1点、さらに議論をしないといけない、解決をしないといけな い問題がありますので、
0:28:47	それを踏まえて、もし変えるということになったのであればそこはちょ っと皆さんの事情を考慮して、時期等、いろいろ検討させていただけれ ばなと思っております。
0:28:58	はい。はい、どうぞ。
0:29:02	原則聖書右近会の野谷ですけれども原則清算のようですけれども、今回の 面談でお伝えしたかった古藤は以上でご意見いただいてもう
0:29:15	もう1回ちょっと議論が必要になったというふうに認識しておりますん で、それについてまた結果が出ましたらお伝えさせていただいて今後対 応についてまた別途ご相談させていただき、ご相談させていただくとい う流れになるかなと思いますけれども。
0:29:33	そのカードは今回の面談に関して何かご意見等、機構の皆さんからござ いますでしょうか。
0:29:43	認証機構赤間ナカムラですちょっと1点確認をさせていただきたいんで すけれども。
0:29:48	ベーシック利用施設とあとは同様の記載になってるのは
0:29:59	ここは当県の施設ですよ。あと沢木の廃棄物管理施設も同じような記 載になってございます。なので
0:30:10	この3事業を、は基本的に同じ対応、まず直結はやられてないと、こう いう理解なんですけれども何らかの結論があればこの3事業については同 じ対応になると、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:30:25	めちゃうちゃだそう。そうですねその辺ちょっと管理事業のことを抜けて 申し訳ございませんけれどもそうですね。試験だとしよう管理事 業、
0:30:34	も含めて検討させていただいてまた、ご相談、ご回答させていただけれ ばなと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:43	どうぞ、北野カトウです。ちょっと1点念のための確認なんですけれど、こちらの方でも確認しておりますが、埋設事業においては、今回のところの、
0:30:56	今回放射線測定に係る記載は本件値を定められていないという理解をしているんですけど、その認識でよろしいですか。
0:31:10	弊社機構のヒガシでちょっと、私の記憶だとそもそも原科研の埋設事業に管理区域が存在しないということになってますので、
0:31:18	多分測定そのものが多分要求されてないのかなというふうにちょっと認識してます。わかりましたありがとうございます。
0:31:30	はい。麻生。
0:31:31	川田大丈夫そうですか。原子炉規制庁南條ですけど、何か機構さん大丈夫そうですかね。
0:31:39	そうです。はい。であれば本日はお忙しいところ全拠点集まっていたいてありがとうございましたまだ1点、
0:31:51	解決しないといけない課題が見つかりましたので、それを踏まえてまた今度、今後対応についてご相談をさせていただければと思います。それで本日の面談はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。